

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】 基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針 (森林審議会からの評価や 外部要因の分析等を踏まえた 県の対応方針)		
			基本指標毎 上段:実績 下段:達成率	基本施策単 位(平均)	具体的取組	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)					
1 環境に配慮した森林づくりの推進													
(1)多面的機能 を發揮させる森林管理 の推進	【施策目的】 森林の多面的機能を十全に發揮させる ような森林整備に努める。	111 民有林に占める保安林 面積の割合 H15 33% H21 35% H32 38%	34%	森林の保全と災害対策の推 進 ・治山事業 ・森林病虫害等防除事業 ・保安林適正管理 (許認可等)	森林の多面的機能を高度に發揮させ るため保安林に指定し、山地災害か ら県民の生命財産を保全し、森林病 虫獣の被害を防除して、森林の保全 に努める。	年間保安林 指定面積 608ha	<民有林に占める保安林面積> 森林の多面的機能を高度に發揮させるために、608ha を保安林に指定。県内の保安林面積は、累計で 62,925ha。(民有林の34.1%)	事業毎 上段:実績 下段:達成率	・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	【環境に配慮した森林づくりの全般事項】 事業は、施策の目的に照らして妥当である。 森林の多面的機能を發揮させるために、概 ね期待した効果が上がってきている。	治山事業 63箇所 611ha (新規着手 地区数 1箇所)		
		112 山地災害危険地区にお ける治山事業着手割合 H15 49% H21 57% H32 65%	51%									計算式 (62,925ha/184,371ha) = 34.1%	計算式 (34.1-33)/(38-33) = 22%
(2)人工林の 特性に配慮 した森林整 備の推進	【施策目的】 環境に配慮しながら木材資源の循環利用をめ ざす森林については、地域の実情に応じた効 率的・効果的な森林整備を推進する。また、 森林の持つ多面的機能を持続的に發揮させ るよう整備管理していく森林へ転換する人工 林については針広混交林へと誘導する。	121 除間伐を必要とする人 工林に対する整備割合 H15 64% H21 70% H32 90%	79%	環境林 の推進 ・環境林整備 ・農地漁場水源確保 ・森林整備 ・森林環境の調査研究	森林の持つ多面的機能を高度に發揮 させるため、奥地などに放置された 人工林を強度間伐し、環境豊かで生 態系に富んだ針広混交林に導くこ とや、手入れ不足の「人工林」を間伐 し「多面的機能の高い森林」に導 く。また、森林環境の調査研究によ り、環境を重視した森林づくりを推 進する。	131ha (累計 553ha)	【環境林面積】 H15 0ha(累計) H21 800ha(累計)	69%	環境林整備事業については、放置森林を対象として強度間 伐を実施したことにより、広葉樹が伸張する条件を整えた。 また、農地漁場の水源域の手入れ不足人工林を対象に除 間伐を実施し、その整備を進めた。 なお、環境林において下層植生がニホンジカに食べられて いる等の調査報告もあり、引き続き施工箇所のモニタリング 調査を実施する。	【人工林の特性に配慮した森林整備の推進】 間伐は、森林整備だけでなく地球温暖化防 止対策としても実施の必要性が高く、今後も 積極的な実施が必要である。間伐材の利 用、搬出の整備など、森林・林業の活性化 防止対策に貢献する視点から、放置森林の解消に向けた 森林境界の明確化や森林所有 者の森林整備への意欲を促進 させるための取組に支援策を 講じる。			
		122 間伐材を必要とする人 工林に対する整備割合 H15 64% H21 70% H32 90%	58%	間伐材 の推進 ・間伐材搬出 ・間伐材利用 ・間伐材搬出 ・間伐材利用 ・間伐材搬出	路網や機械の整備による森林整備の 効率化を図りながら、手入れ不足森 林の解消を進め、公益的機能を發揮 する森林づくりを進める。	【年間間伐実施面 積】 H15 1,920ha/年 H21 2,600ha/年	2,984ha	【年間間伐材利用 量】 H15 2,000m3/年 H21 4,000m3/年	157%	補助造林事業としては、作業種毎に優先順位をつけ て、事業を実施している。特に間伐は最重点事業とし て優先的に実施している。	【天然林の保全管理の推進】 里山リニューアル事業で整備された森林 は、その機能が継続的に發揮できるような維 持管理を行うことが必要である。 なお、里山整備をより一層進めるため には、各地域等においてボランティア諸団体が 必要である。		
(3)天然林の 保全管理の 推進	【施策目的】 里山林については地域住民をはじめさまざ まな主体による新たな森林整備の仕組みづく りを進める。また、奥地林については自然生 態系の保全にとともに、必要に応じて森 林の多面的機能が高度に發揮されるよう森 林整備を進める。			長寿の森奨励事業 成熟期を迎える森林について、手入 れが行き届いた長伐期林に誘導す ることで、水源かん養機能の高い森林 に導く。	間伐材を搬出し、製品として活用す ることで、資源の循環と二酸化炭素 の固定により、地球温暖化防止に貢 献する。	4,029ha	【年間間伐材利用 量】 H15 2,000m3/年 H21 4,000m3/年	210%	・長寿の森奨励事業 平成21年度は、長伐期林への誘導を進めるため、 4,029haの人工林に対して事業を実施した。	・地球温暖化防止対策間伐材利用拡大事業 6,209m3の間伐材買取を支援した。 ・合板などでの間伐材利用が増加していることから、 買取にやらない間伐材利用量の把握、評価の検討が必要 である。 ・間伐材搬出対策事業 (H20より実施) 15,000mの間伐材搬出路を作設し、積極的な間伐材の 搬出作業を支援した。 ・木製品利用促進事業 間伐材製品の利用促進のため、市町や社会福祉法人 等へ木製品設置の助成を通じて、木の良さのPRに努 めた。	里山リニューアル事業 社会経済情勢の変化により利用され ずに荒廃している里山を市町が主体 となって手入れし、県民が森林に親 しみ利用できる場とする。	204ha	37箇所、204haの里山で実施した。 主に県北部地域での積極的な取り組みがみられる が、整備後の維持管理作業が、継続して適正に実施さ れることが必要。

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合:「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】	基本指標達成度 (H17~H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針 (森林審議会からの評価や外部要因の分析等を踏まえた県の対応方針)				
			基本指標 (長期目標：H17~H32)	基本指標毎 上段：実績 下段：達成率	具体的取組 【戦】：戦略プロジェクト (中期目標H17~H21)	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17~H21)							
2 県民協働による森林づくりの推進															
基本 施策	(1) 県民の主体的な参画の促進	【施策目的】 県民が主体的に森林づくりに参加できるよう森林・林業の情報提供や上下流連携による森林づくり活動を進める。また、流域の森林づくりの在り方、進め方について、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援する。	基本指標 H15 30団体 H21 60団体 H32 90団体	104団体	【戦】 県民が森林づくりに参加できる体制づくり	「上下流連携の森づくり」や「湖国のみどりづくり」の推進 ・上下流連携の森づくり活動の支援 (企業と森林組合等の連携)	琵琶湖の水源としての森林の重要性が認識されるように、下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくり活動やみどりづくりを支援する。		事業毎 上段：実績 下段：達成率	事業の実施概要 「上下流連携の森林づくり」は、従来事業の林業普及や、琵琶湖森林づくり県民税事業の協働の森づくりの啓発事業として実施した。 甲賀市と大府市豊中市との連携活動(1回/H21)、琵琶湖森林づくりパートナー協定(H21:2件、累計5件締結。)	【県民の主体的な参画の促進】 県民の主体的な参画の促進については、全体として概ね妥当と考える。施策は基本施策の目標に対して順調に進められており、期待した効果が上がっている。 県民の森林づくりに対する意識を向上し、参画・行動を促進するためには、現在の策定項目にとどまらず、さらに県民が参加・体験できる事業を展開できるよう、予算の有効活用を図ることを期待する。また、森林ボランティア活動団体は、団体数は順調に増えているものの、相互の交流や情報の交換が少なくない状況にあるため、ボランティア活動の活性化や持続・連携に繋がる事業に取り組むことが必要である。 加えて、琵琶湖の水源としての森林づくりや資源利用を積極的に展開するためには、ボランティアや市民団体だけではなく、広く各層の協働を実現していく取組が必要との意見や、情報発信を効果的に行うためには、メールマガジンなどの情報ツールを有効に活用することが必要との意見、現在の活動団体の実態把握に努め、課題を知ることが必要との意見などがあつた。 また、「上下流連携の森づくり」については、「ふるさと滋賀の野生動物植物との共生に関する基本計画(2007)」および「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想(2009)」とも連携を図り、積極的に取り組むことを期待したいとの意見があつた。 各流域森林づくり委員会については、今後更に森林づくり、人づくりの各推進事業等に直接関わっていく取組も期待されるが、その活動内容や提案・意見等についても効果的に情報発信していくことが必要である。	森林づくり活動を実践している市民団体は、全県下にわたり森林整備や里山保全活動など様々な活動を展開されており、今後もより多くの人が森林づくりに参画できるよう、広報活動や森づくり交流会、びわ湖水源のもりづくり月間での森林づくりの取り組みなど、協働の森づくりの普及啓発を一層進めていく。 併せて、各団体の活動が継続的なものとなるよう、団体情報の収集、PRのためのHPの作成、情報交換などを促進し、森林づくり団体間のネットワーク化を図る。 企業をはじめ多様な主体による森林づくりを推進するため、琵琶湖森林づくりパートナー協定の締結に向け、企業と森林所有者との調整に今後も取り組んでいく。 また、二酸化炭素吸収など地球温暖化防止につながる森林づくりについて、評価方法の検討を進める。 流域森林づくり委員会については、地域の森林づくりの課題に対するあり方の検討や施策提案をはじめ、特性や個性を生かした情報の発信など活発な活動が期待されることから、各委員会独自の実践的な活動に対し、引き続き支援していく。 また、琵琶湖森林づくり基本計画の推進状況、琵琶湖森林づくり県民税の活用状況等、森林づくりへの取り組みを、直接県民にお知らせし、森林づくりに対する県民の関心をより一層高めるため、森林づくりフォーラムを開催する。			
		211 森林づくり活動を実践している市民団体等の数	123%	計算式 (104-30)/(90-30) = 123.3%		「向上」 (65%)	みんなの森づくり活動支援事業 ・みんなで始めよう森づくり活動公募事業	県民が森林づくりに積極的に参画するための場づくりや森林づくり活動、組織づくりを支援する。 ・森林づくりや資源利用、森林環境学習や人材育成など、地域のNPO等から提案のあつた活動に対して助成					【森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数】 H15 190日/年 H21 400日/年	延べ424日 111%	45団体の活動に対して助成した。森林づくり活動を実践している市民団体の数が増加し、活動支援により森林づくり活動が活発となっているものの、活動日数は少し減少した(昨年度延べ482日)。今後は既に設立された団体が、継続して活動できるように、情報交換や発信への取り組みを進めていく必要がある。
		達成度：基本施策毎に単純平均 (123+28+44)/3 = 65%	計算式 (11/40) = 27.5%	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区		6地区 86%	99%	・流域森林づくり委員会推進事業 ・地域の合意形成を図りながら地域にあった森林づくりのために主体的に活動する組織づくりとその運営に対して支援					計算式 (6-0)/(7-0) = 85.7%	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	86%
基本 施策	(2) 里山の整備・利活用の推進	【施策目的】 県民の身近に存する里山については、県民協働で行う森林の整備保全活動を支援する。	基本指標 H15 0箇所 H21 10箇所 H32 40箇所	11箇所	【戦】 県民が森林づくりに参加できる体制づくり	みんなの森づくり活動支援事業 ・県民参加の里山づくり事業 (里山協定林推進事業)	・里山をフィールドに、計画から実行まで地域が協働して取り組む継続的な里山保全活動への支援。		達成率：基本施策毎に単純平均 (111+86)/2 = 98.5%	平成21年度目標の110%を達成した。市町、森林所有者、里山保全団体の協定に基づく実効性のある事業であることから、協定に基づく活動の継続と協定の拡大が重要である。	【びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み】 「もりの日」や「もりづくり月間」への参加者は、滋賀県内に限定せず、「淀川水源県(滋賀県)」の取り組みとして、京都や大阪など下流域の人びとをも呼び込むものにするべきとの意見や、県内の高校・大学、各種機関、企業の参加も募ることが必要との意見があつた。				
		221 里山整備協定林の数	28%	計算式 (6,593-1,583)/(13,000-1,583) = 43.9%		協働の森づくりの啓発事業	森林の価値や大切さ、森林づくりへの参加、琵琶湖森林づくり県民税の目的や使途などを広く県民等に普及啓発することで、森林づくりの意義や税制度の趣旨について理解と関心を高めてもらう。					6,593人	44%	森林づくりに対する県民の理解を深めるため、県広報誌「滋賀プラスワン」やホームページ等で啓発を行うとともに、びわ湖水源のもりづくり月間(10月)に合わせて、各種の森林づくり活動を積極的に実施し、一般県民等が気軽に参加できる場を提供した。参加者数は、森林環境学習において、参加校数が増加したものの参加者数で、昨年度とほぼ同数であった。森づくり交流会は、昨年と同様多数の参加者を得た。今後も引き続き、県民協働の森林づくりへの参加を広げる取り組みを進めていく。	
基本 施策	(3) びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み	【施策目的】 びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間が定着するよう様々なメディアを通じて普及啓発を行う。	基本指標 H15 1,583人 H21 3,000人 H32 13,000人	6,593人	【戦】 びわ湖水源のもりの日・啓発	協働の森づくりの啓発事業	森林の価値や大切さ、森林づくりへの参加、琵琶湖森林づくり県民税の目的や使途などを広く県民等に普及啓発することで、森林づくりの意義や税制度の趣旨について理解と関心を高めてもらう。		達成率：基本施策毎に単純平均 (111+86)/2 = 98.5%	平成21年度目標の110%を達成した。市町、森林所有者、里山保全団体の協定に基づく実効性のある事業であることから、協定に基づく活動の継続と協定の拡大が重要である。	【びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み】 「もりの日」や「もりづくり月間」への参加者は、滋賀県内に限定せず、「淀川水源県(滋賀県)」の取り組みとして、京都や大阪など下流域の人びとをも呼び込むものにするべきとの意見や、県内の高校・大学、各種機関、企業の参加も募ることが必要との意見があつた。				
		231 びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくり(取り組み)への参加者数	44%	計算式 (6,593-1,583)/(13,000-1,583) = 43.9%		協働の森づくりの啓発事業	森林の価値や大切さ、森林づくりへの参加、琵琶湖森林づくり県民税の目的や使途などを広く県民等に普及啓発することで、森林づくりの意義や税制度の趣旨について理解と関心を高めてもらう。					6,593人	44%	森林づくりに対する県民の理解を深めるため、県広報誌「滋賀プラスワン」やホームページ等で啓発を行うとともに、びわ湖水源のもりづくり月間(10月)に合わせて、各種の森林づくり活動を積極的に実施し、一般県民等が気軽に参加できる場を提供した。参加者数は、森林環境学習において、参加校数が増加したものの参加者数で、昨年度とほぼ同数であった。森づくり交流会は、昨年と同様多数の参加者を得た。今後も引き続き、県民協働の森林づくりへの参加を広げる取り組みを進めていく。	

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】 基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針 (森林審議会からの評価や外部要因の分析等を踏まえた県の対応方針)			
			基本指標毎 上段:実績 下段:達成率	基本施策単位 (平均)	具体的取組 戦 : 戦略プロジェクト (中期目標H17～H21)	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)				事業毎 上段:実績 下段:達成率	基本施策単位 (平均)	
3 森林資源の循環利用の促進														
(1) 県産材の 利用の促進	【施策目的】 住宅建築や公共事業などへの県産材の 利用拡大のための仕組みづくりに取り 組み、地産地消を進める。	311 製材需要に占める県産 材の割合 H15 19% H21 24% H32 32%	33%	戦	県産材利用の推進 ・公共施設等木造化・木 質化推進 ・木材利用の普及啓発事 業	県産材の利用を促進するため、公共 施設等の木造化・木質化を図り、県 産材を活用した住宅の情報発信や研 修会の開催などにより、県産材利用 拡大の取り組みを推進する。			<製材需要に占める県産材の割合> 県産材17千m3/本県製材需要量51千m3 = 33%	【県産材の利用促進】 全体として概ね妥当であり、基本指標 に対して順調な状況と考える。 県産材の利用促進は、バイオマス利用 の分野も含め、低炭素社会の実現に向 け、大きな可能性をもっている。 とはいえ、県内の木材生産は、他府県 に比べ、生産・流通量が少なく、県内 には木材乾燥施設が少ないなどのハンデが ある。 県産材を利活用するためには、価格の 安定、利活用の推進、伐採・搬出体制の 整備、加工・販売体制の整備など、生産 から加工、流通まで一貫した安定供給体 制を早急に整備することが必要であり、 このための積極的な施策の展開が望まれ る。特に、成功している先進事例などを 参考に、木材流通の大幅な見直しを期待 する。 さらに、公共施設への県産材の利用に ついては積極的に推進する取組が必要で ある。 「木の香る淡海の家推進事業」やそ 他の補助事業の拡大は、裾の広い、木材 資源の利用につながると考えられる。 なお、県産材の利活用を進めるうえ で、現在のままの年齢配置では、供給過 剰の後に供給能力の急激な低下となるこ とが懸念され、長期の安定的な林業経営 を見据えた造林・育林体系についての展 望を持つ必要があるとの意見や、基本指 標および実施目標達成率は、共に高いが、 実情を表しているのかとの意見があっ た。 また、県産材で家を建てようとする意 欲的な動きを大切にしていけるべきとの 意見や、木の学習機に限らず、広く間伐材 を活用した木製品を増やし、学校は勿論 それ以外の購入採用先を拡大する対策・工 夫が必要との意見、県・市町の間接する 事業・公園などには、木材利用を義務づ けるべきとする意見などがあつた。	木材の利用動向としては、 輸入木材の減少とともに、地 球温暖化対策等環境面から、 国産材に注目が集まっており、 今後さらに国産材に対する 需要は増えるものと想定し ている。 特に、合板などの大規模事 業体を中心に国産材への転換 が進むと考えられ、国産材の 需要や流通の動向に即した県 産材の生産流通システムの構 築が不可欠である。 このため、森林組合や製材 業などの事業体と連携しなが ら、県産材の生産から加工・ 流通までの一貫した仕組みの 整備を推進していく。 具体的には、施業集約化、 路網整備、機械化などの低コ スト化・生産性向上を目指す と共に、搬出された材を効率 的・効果的に利用していくた め、県産材を分別する取組を 支援していく。また加工事業 体の基盤整備や高温乾燥機 の導入等に取り組む事業体も 徐々に増えつつあり、これら の導入支援や技術的支援にも 取り組んでいく。 国においては、「公共建築 物木材利用促進法」が施行さ れ、公共施設等への木材の需 要の拡大への取組が進められ ており、本県においても公共 施設については原則的に木造 化・木質化を図るなど庁内の 関係部局からなる利用推進連 絡会議などを通じて、情報交 換や理解を得ながら推進して いく。 木の香る淡海の家推進事業 については、県産材の地産地 消の取り組みとしての波及効 果がより一層進むよう、対象 戸数の拡大、PRに努めてい く。 びわ湖材産地証明について は、県産材の利用拡大・PR 施策とも連携しながら、より 効果的な仕組みになるよう取 り組んでいく。 なお、森林資源の新たな利 用に向けた研究開発について も、本県の特性を活かした取 組に対して支援、研究を進め ていく。			
					産地証明で進め る県産材 の利用	林業・木材産業の振興対策 ・林業・木材産業振興施設 整備 ・林業関係資金	木材加工・流通体制の整備合理化を 推進するために、需給情報の提供や 供給拠点づくりの取り組みを促進す る。					達成率：基本施策毎に単純平均 (62+220)/2 = 141%	141%	
					未来へつなく木の 良さ体感事業	木の温もりや良さを体感する機会を 県民に提供することで、滋賀の風土 にあった地域の木を積極的に使うこ とを啓発する。								
					・木の香る淡海の家 推進事業	・木材の地産地消の普及啓発を進め るため、県内に住宅を建てる県民の 方にびわ湖材の使用量に応じて助成 する。 なお、既存住宅の耐震・バリアリ-改 修を希望される方には、補強用製材 品の無償提供を実施。 ・小中学校に木の学習機を導入する ことで、子どもに対して森林の大切 さや木の良さを普及啓発する。	【県産材の学習機累積 導入数】 (H12からの累計) H15 2,700セット H21 16,200セット							
					・木の学習機整備事業									
(2) 森林資源 の有効な利 用の促進	【施策目的】 森林資源の環境に配慮した新しい利用 や有効な活用のための調査研究・技術 開発を支援する。	達成度 108/1=108%	108%	戦	「びわ湖材」 産地証明事業	・輸送に伴う二酸化炭素の排出を低 減するなどの地球温暖化防止の観点 から、当面、間伐材を中心とした県 産材の産地を明確にし、消費者に供 給する。 計算式 (44-0)/(20-0) = 220%	【県産材産地証明割 合】 H15 - % H21 20%		・木の香る淡海の家推進事業 79戸の木造住宅にびわ湖材の柱材を提供した。 そのほか耐震補強のための資材提供を1戸行った。 ・品質と量の両面での県産材の安定供給が必要であ る。	【森林資源の有効利用の促進】 森林資源の有効利用の促進のため には、間伐材の利活用やバイオマス利用な どの事業・取組を促進するとともに、森 林・林業の活性化に繋がる更なる研究開 発を推進することが必要である。				
					未来へつなく木の 良さ体感事業	・森林資源や森林空間を活用した 試験研究を行うとともに、研究開発 を行う企業、研究機関、NPO、市 町等を支援する。								
					・森の資源研究開発事業									

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】 基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針 (森林審議会からの評価や外部要因の分析等を踏まえた県の対応方針)	
			基本指標毎 上段:実績 下段:達成率	基本施策単 位(平均)	具体的取組 戦 : 戦略プロジェクト (中期目標H17～H21)	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)				事業毎 上段:実績 下段:達成率
<p>4 次代の森林を支える人づくりの推進</p> <p>：従来事業 ：県民税事業</p>												
(1) 森林所有者等の意欲の高揚	【施策目的】 森林所有者・林業従事者が生き生きと森林づくりに取り組めるよう森林整備情報の提供や技術指導に努める。	411 地域の森林づくりを推進する集落数	48集落	25集落	戦 「低下」 31%	森林・林業の担い手確保育成 ・林業普及指導事業 ・林業後継者育成および林業労働力対策事業 ・林業技術研修	森林整備に意欲ある森林所有者や林業従事者を確保するため、森林整備情報や技術情報の提供、就業相談、森林管理技術の研修等に取り組む。	【60歳以下の作業員の占める割合】 H15 46% H21 55%	58%	＜60歳以下の作業員の占める割合＞ 森林作業員393人のうち、60歳以下は229人であった。 229人/393人=58% (参考) H17末：森林作業員数478人(うち、60歳以下235人) ・森林管理技術者養成講座や施業プランナー、作業路作設技術者、高性能林業機械オペレーター等の人材育成を実施した。 ・これからは、木材利用を前提とした森林整備が中心となってくることから、木材の生産や販売の知識などの経営技術を有した作業員を育成する必要がある。	【森林所有者等の意欲高揚】 事業の施策は、概ね妥当と考える。森林所有者等の意欲高揚のためには、林業採算性の向上を第一に考えることが重要であり、間伐材の利活用、路網整備、高性能林業機械の導入支援は必要である。また、山一筋に生きてきた専門の方々の知恵や技術・情報を伝承すること、放置未利用林を森林づくりに繋いでいくための境界確認などの予算化が必要である。 なお、森林所有者にとって、県の助成制度がわかりにくく、情報提供も技術指導も不足していることから、行政だけでなく専門家集団を結成して、現場に派遣するべきとの意見があった。	
		H15 25集落 H21 75集落 H32 100集落	48集落	計算式 (48-25)/(100-25)=30.8%								達成率：基本施策毎に単純平均 (133+70+78)/3=94%
		37%	計算式 (58-46)/(55-46)=133.3%	133%								
(2) 森林組合の活性化	【施策目的】 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、組織体制の充実と人材の育成に対して支援する。	421 受託契約に占める長期にわたる契約の割合	37%	10%	戦 (50%) 68%	森林組合の活性化 ・森林組合振興対策	森林組合改革プランに基づき、中核組合を基本に、1県1組合をめざすとともに、林業労働力確保支援センターと連携し、森林整備の担い手となる人材の育成に努める。	【森林組合数】 H15 17組合 H21 7組合	10組合	＜森林組合の受託契約に占める長期契約の割合＞ 長期(5年以上)の施業契約者数432人/施業の受託契約者数1,169人=37% ＜森林組合数＞ 平成21年度、10組合。 ・滋賀県森林組合連合会が行う森林組合指導に対する支援、森林組合の素材生産等に対する資金の援助を行った。 ・森林組合が行う素材生産等に必要の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入推進を支援するとともに、プランナー、オペレーター、経営技術者などの人材育成を実施した。	【森林組合の活性化】 県産材の安定供給のためにも、中山間地を支援していくためにも、森林組合等の20代、30代の作業員を増やし、活性化させるための本格的な取り組みが必要である。また、今後さらに施業プランナーや高性能林業機械オペレーターの養成など、人材育成を進めていく必要がある。 なお、森林組合系統においては、森林組合改革プランに基づき、県森林組合連合会と共に中核森林組合の育成に取り組んでいるが、現在の林業予算や施策では、森林組合の経営状況が停滞している状況である。国が策定した「森林・林業再生プラン」における森林組合改革、次代の森林組合のあり方、さらに林業全体をどの様にすべきかなど、県の指導方針を明確にし、具体的に示すことが必要であるとの意見があった。	
		H15 10% H21 20% H32 50%	37%	達成率：基本施策毎に単純平均 (31+68)/2=50%								70%
		68%	計算式 (37-10)/(50-10)=67.5%	94%								
(3) 森林環境学習の推進	【施策目的】 県民に森林の多面的機能についての理解と関心を深め、森林づくりへの参加意欲の高揚に努める。	森林環境学習「やまのこ」事業	8箇所	1箇所	戦 森林環境学習の推進	森林環境学習「やまのこ」事業	次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるため、学校教育の一環として、森林環境学習施設において、体験型の学習を実施する。	【森林環境学習の指導員が常駐する施設数】 H15 1箇所 H21 10箇所	8箇所	県内の小学4年生が体験をとおして森づくりを学習する森林環境学習「やまのこ」事業を実施した。 平成19年度 115校 平成20年度 202校 平成21年度 241校 目標：県内の全ての小学校(市町立、国立、私立、特別支援学校) 244校 課題：子供たちが体験を通して森林への理解を深めるため、ゆとりあるプログラムの充実を図る必要がある。また、小学校ばかりではなく、様々な世代への森林環境学習を展開する必要がある。	【森林環境学習】 全体として、合目的性、有効性において概ね妥当である。森林環境学習については、「やまのこ」は、「うみのこ」と並んで、次代の人材育成のためにも適切な事業であり、順調に成果を上げており、引き続き推進すべきである。 なお、子どもたちの反応、意見を参考に、より学習効果のある内容への充実、変更への取組が必要との意見や、森林の多面的機能について、多くの野生生物の生活環境としての役割や、生物多様性の概念などを学習できる工夫や、天然林と人工林の違いなどを明確にした森林の解説が必要との意見があった。 また、多様な世代に亘る継続的な森林環境学習の機会拡大が必要との意見や、県民税を拠出している「成人・シニア層」、「県内企業・会社」が森林環境学習へ参加できるような広報やPR等の必要性について意見があった。 さらに、滋賀県は森林環境学習の場として最適な条件を有していることから、多くの県外者の参加を呼びかけ、県の森林づくりとその姿勢を知っていただくことは、将来にわたって有益であるとの意見があった。	
		H15 1箇所 H21 10箇所	8箇所	計算式 (8-1)/(10-1)=77.8%								78%
		78%	計算式 (8-1)/(10-1)=77.8%	78%								

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。